

テキスト版(最終版)

マニフェスト 2007
神奈川県力全開宣言
～ 神奈川ので日本で動かす～

2007年3月15日

神奈川県力をつくる会

県民の皆様へ

私たちは、4年前にマニフェスト（政策宣言）を掲げ、県民の皆様のご信任をいただき、その後の県政改革を通じて、多くの成果をあげることができました。また、マニフェストの実践を通じて「政策中心の政治」を進めることができたと自負しております。

この実績をふまえながら、私たちは新たな神奈川づくりをめざして、再び県政改革に挑戦することを決意いたしました。私たちがめざすのは、神奈川力を全開させ、神奈川の力で日本を動かすことです。神奈川には、県民、企業、NPOなどさまざまな主体が大きな活力と情熱をもって活動しています。この神奈川の力をもっと引き出し、「先進と協働の神奈川」をつくりたい。そして、この神奈川から「国のかたち」を変えていく。これが私たちの目標です。そのために、私たちが実現する具体的な政策をこの「マニフェスト 2007」に結実させました。

このマニフェストの作成にあたっては、「夢」のあるマニフェストをつくろうと考えました。いま神奈川は多くの困難な課題を抱えていますが、夢を持って一歩ずつ歩いていくことが重要です。

また、マニフェストの「検証可能性」を重視しました。マニフェストの意義は、具体的な政策を示すことによって有権者に政策による選択を可能にするとともに、実行後にどこまで実現できたか検証できることにあります。このため、各政策の内容については十分な吟味を行いました。これを実行する際にも第三者評価と自己評価をきちんと行ってまいります。

さらに、「県民参加」の機会を拡充しました。すでに4年間の取組みの中でさまざまなご提案やご意見をいただきましたが、今回のマニフェスト作成にあたり、改めてインターネットなどを通じた意見募集や「マニフェスト県民討論フォーラム」を開催し、58名の個人・団体から合計123件の貴重なご提案やご意見をいただきました。これらのご提案は、作成作業の中で十分に検討し、可能な限り反映させていただきました。

私たちは、今回の挑戦にあたり、県民の皆様ここに盛り込んだ政策を実現するために全力をつくすことをお約束いたします。もちろん、県の政策は知事だけで決定できるわけではありませんし、県政をとりまく状況は日々変動しますので、政策内容を修正しなければならない場合も生じますが、その場合には、皆様にその理由をきちんと説明し、新たな内容をご提案いたします。その意味で、このマニフェストは、今後の変化に対応する余地を残しながらも、皆様と私たちの約束の基盤になるものと考えております。

私たちは、皆様とともに、さらに強力に「マニフェスト改革」を推進していきます。皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

なお、マニフェストの作成に向けて貴重なご提案・ご意見をいただいた県民・団体・NPOの方々心から御礼申し上げます。

2007年3月15日

神奈川力をつくる会
<http://www.kanagawapower.com>

第2部 条例宣言

先進の神奈川ルールで日本を変える

先進条例「ローカル・ルール^{イレブン}11」

いま地域社会は、新しい複雑な課題を数多く抱えています。こうした課題に対して、国がつくった法律だけで対応することは困難です。現場を抱える自治体が、課題を敏感に受けとめ、国に先んじて条例を制定して課題解決を図る必要があります。本当の地方分権のためにも、「ローカル・ルール」を育てていくことが重要です。

私は、さらなる県政改革において、11本の全国初あるいは先進的な条例の制定をめざします。これらの中には、県民の皆様にご負担をお願いするものもありますが、いずれも県民生活や地域の環境を守り、豊かにしていくために不可欠なルールです。

今後、県民の皆様のご意見をいただき、また議会でも十分に審議をいただいて、これら全国の自治体をリードする先進条例を制定し、課題解決に取り組んでまいります。

1 公共的施設における禁煙条例(仮称)

全国初

受動喫煙による健康への影響を防止し、公共スペースにおける快適な環境をまもるとともに、「がんへの挑戦・10か年戦略」を推進するため、官公庁施設、駅、病院、学校等の公共的施設における喫煙を禁止する条例の制定をめざします。対象施設の範囲や罰則の有無については、今後県民の皆様のご意見を聴いて定めます。

2 地球温暖化対策推進条例(仮称)

全国最先端の条例

地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化対策を行うために、県・県民・企業の責務、事業活動におけるエネルギー管理や環境配慮、家庭生活における対策等を定めるとともに、温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を推進する条例の制定をめざします。これにより、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(2006年6月改訂)の二酸化炭素排出量の削減等の目標達成をめざします。

3 遺伝子組換え農作物の規制に関する条例(仮称)

全国最先端の条例

遺伝子組換え農作物の栽培によって、人の健康や生物多様性など環境に影響を与えるおそれがあり、消費者の不安を招いていることから、こうした影響を防止し県内農産物への信頼性を確保するため、これらの栽培に許可等を要することとし、分別管理の徹底、拡散の防止等の措置を定める条例の制定をめざします。

遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。

4 犯罪被害者等支援条例(仮称)

全国初の総合条例

犯罪被害者やその家族は、犯罪によって健康や生活面で厳しい状況に置かれています。犯罪被害者等基本法(平成17年制定)をふまえて、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざします。これにより、犯罪の抑止取締 被害者支援の一連の総合的対策が可能となります。

5 中小企業活性化条例(仮称)

全国最先端の条例

神奈川の中小企業は、全国トップクラスのものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。変動する経済環境の中で、意欲ある中小企業の経営の安定と活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化、技術開発等の促進、金融の円滑化、人材の確保等の支援施策を定めるとともに、県の責務や中小企業の努力等を定める条例の制定をめざします。

6 文化芸術振興条例(仮称)

全国最先端の条例

神奈川はこれまでもすぐれた文化芸術をはぐくんできましたが、さらに若手クリエイターの育成などによって新しい文化芸術の創造を支援する必要があります。文化芸術の振興によって魅力ある創造的な地域をつくるため、文化芸術をめぐる関係者の責務と役割、基本施策、人材の育成、県民による文化活動の支援、文化芸術振興会議(仮称)の設置等を定める条例の制定をめざします。

7 みんなのバリアフリー推進条例(仮称)

全国最先端の条例

これまで街や建築物のバリアフリー化が進められてきましたが、さらにだれもが自由に移動し社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」の街づくりが求められています。新バリアフリー法の制定をふまえて、「福祉の街づくり条例」を全面改正し、多数の方々が利用する学校、病院、ホテル等のバリアフリー化を義務づけるなど、より徹底した措置を定める条例の制定をめざします。

新バリアフリー法とは、建築物の基準を定める「ハートビル法」と、公共交通機関の基準を定める「交通バリアフリー法」を一体化して平成18年に制定された法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

8 県民パートナーシップ条例(仮称)

全国最先端の条例

地域の課題を解決し県民の生活を支えるには、県民、企業、NPO、コミュニティ組織など様々な主体が力をあわせて社会を支える「協働型社会」に切り替える必要があります。活力ある「協働型社会かながわ」を実現するため、県民・NPO・県の責務、協働の原則、県とNPOの協約(コンパクト)、NPO等への支援等の措置を定める条例の制定をめざします。

9 県職員等不正行為防止条例(仮称)

都道府県初

最近、全国的に首長の不祥事が相次ぐとともに、県職員の事故・不祥事も目だっています。そこで、知事などを含む県職員全体の違法行為・不祥事を防止し、県民の信頼を確保するため、職員の行動指針、内部通報制度、不当な働きかけへの対応等の制度を定めるとともに、これらの実効性を担保するため、第三者機関として不正行為等監視委員会(仮称)を設置する条例の制定をめざします。

10 知事多選禁止条例(知事の在任の期数に関する条例)

全国初の禁止条例

幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによって、独善的な組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害が生じるおそれがあります。こうした弊害を防止し、清新で活力ある県政を確保する民主政治のルールとして知事の在任を連続3期までに制限する条例の制定をめざします。

11 自治基本条例(仮称)

都道府県初

本格的な地方分権時代を迎え、県が県民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たすために、「神奈川県憲法」として、県政運営の原則、県議会の役割、県民の県政参加・県民投票制度、市町村の県政参加等のしくみを明確にする条例の制定をめざします。なお、条例提案までに、県民、NPO、市町村等のご意見を十分に聴き、反映させます。

条例サンセットシステムの導入

たえず時代に適合した条例とするため、一定期間ごとに、県の条例(政策的条例)の施行状況などを評価し、有効なものは存続させ、社会状況に合わなくなったものや目的を達したものは改正または廃止する「サンセット」の制度を導入します。

第3部 政策宣言

第1章 未来への人づくり

1 県立学校の施設再整備

子どもたちが安全で快適に学習できる環境を整備するため、すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化や老朽化対策を進めるとともに、不足している養護学校の整備などを、「まなびや計画」(県立教育施設再整備10か年計画)により実行します。

【現状】

県立学校では、老朽化が進行し、地震への対応も十分ではないため、児童・生徒の安全を確保するためにも、早急な対応に迫られています。

さらに、県立学校は、地域の皆様の財産でもあります。施設の再整備に当たっては、地域の皆様への施設開放などの視点も盛り込んで、県民のニーズにあった整備を進める必要があります。

こうした整備には多額の資金を必要とするため、今後、新たな財源の確保や地域からの支援も検討する必要があります。

【目標】

すべての県立学校176カ所について耐震診断を完了。

養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置。

【具体的方策】

県立学校の耐震化

すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化、老朽化対策や不足している養護学校の整備などを行う10か年計画である「まなびや計画」を着実に実行します。

地域への施設開放の促進

施設の再整備に当たっては、地域の皆様への施設開放などの視点も盛り込んで、県民のニーズにあった整備を進めます。

【期限】

2007年度に「まなびや計画」の第1ステージ整備計画を策定。

2010年度までに着実に計画を推進。

【財源】

県債発行額抑制の範囲内で、基本的には既存財源で対応(10年間で、約1,000億円)。ただし、新たな財源確保に努め、民間活力の導入なども検討します。

2 教育行政のシステム改革

教育委員会や学校の情報公開を徹底し、県立学校の第三者評価を実施します。校長の権限強化や市町村への権限移譲を進め、地方分権や学校現場の自律化の視点に立った教育行政のシステム改革を実行するよう、教育委員会に働きかけます。さらに、公立高校と私立高校との連携の強化を図ります。

【現状】

現在、教育委員会のあり方については、より一層の情報公開やその役割と責任の明確化が求められており、現行の制度を地方分権や教育現場の自律化という視点から改革していくことが重要です。

また、神奈川の教育の車の両輪である公立高校（県立高校と市立高校）と私立高校との連携を進めていく必要があります。

【目標】

教育委員会の情報公開の徹底。

すべての県立学校の授業公開・外部評価の実施。

公立高校と私立高校とが連携した協調事業の充実。

【具体的方策】

教育委員会の情報公開の徹底

教育委員会の会議、活動状況等の公開を進めます。

県立学校の情報公開と「外部評価制度」の導入

県立学校の授業公開等を徹底するとともに、生徒・保護者・専門家等第三者機関による学校の「外部評価制度」を導入します。

「校長先生社長論」の実践

教育現場の責任者である校長の責任と権限を強化するため、教育委員会からの権限移譲を徹底します。そのため、副校長など校長を支えるポストの充実、校長の人事権強化、校長による人材育成の強化、予算裁量権の拡大などを進めます。

市町村への権限移譲

政令指定都市の県費負担教職員制度の見直しを進めます。さらに、小中学校の教員人事権（給与支給を含む。）を市町村教育委員会に移譲する方向で進めます。

公立高校と私立高校の連携の強化

「神奈川の高校展」、「ボランティア活動」、「教員研修」などを協働実施し、公私立高校の設置者会議などを通じて、公立高校と私立高校との連携を強化します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

3 新しい県立学校づくり

地域に開かれた教育を進めていくため、県立高校のモデル校として「地域協働高校」を開設します。養護学校の新設などにあわせ、特別支援教育の充実を図ります。また、バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を検討します。

【現状】

近年、学校評議員制度など、学校を地域に開く制度が導入され始めていますが、学校運営を地域と協働して進める試みは十分とはいえない状況にあり、県民の評価を受けながら教育を推進していく、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

また、養護学校の児童・生徒の増加が続いており、子どもたちのニーズに対応しながら、施設の整備や支援教育の充実が求められています。

さらに、生徒中心の教育を実現する上での方法の一つである「バウチャー制度」の趣旨を生かした試みを検討する必要があります。

【目標】

「地域協働高校」モデル校を開設。

県立高校の図書室やホールなどの開放を推進。

養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置(再掲)。

【具体的方策】

「地域協働高校」づくりの推進

地域の人々が学校経営に参画でき、地域ぐるみで教育に取り組む「地域協働高校」を、県立高校のモデル校(パイロットスクール)として開設します。

図書室などの地域開放

地域の人々に図書室やホールなどの県立高校の施設を有効に活用してもらえるよう、施設開放を進めます。

養護学校の新設(再掲)と特別支援教育の充実

増加を続けている養護学校の児童・生徒のために、養護学校の新設など施設整備にあわせ、企業や福祉分野などと連携して、一人ひとりの子どもたちのニーズに対応した特別支援教育の充実を図ります。

バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの検討

「バウチャー制度」は、保護者と生徒が学校を選び、学校は選ばれるよう努力をし、生徒を大切にする教育を実現する制度です。このバウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を県内の学校で検討します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

4 教員の人材確保と育成

県立高校の教員としてすぐれた人材を確保するため、採用システムの改革や教員をめざす学生などを対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」を創設するとともに、教員の人材育成の充実を図るため、総合教育センターの抜本的改革により「かながわティーチャーズアカデミー」を開設することなどを教育委員会に働きかけます。

【現状】

県民から信頼される学校づくり、教育改革のための鍵は、優秀な教員人材の確保にあります。

国においても教員免許の更新制度の導入などの動きがありますが、県として、教員の指導力強化や資質向上のため、採用から研修まで総合的に取り組む必要があります。さらに、教員の不祥事防止徹底も不可欠です。

【目標】

「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設。

総合教育センターの改革による「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設。

【具体的方策】

「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設で優秀な教員採用

多様で優秀な人材の確保を確保するため、社会人経験者等の採用拡大や試験の見直し、教員志望者の実力アップのための「かながわティーチャーズカレッジ」の創設などを進めます。

「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設

総合教育センターの抜本的改革により、教員の意識改革と指導力の向上を図ります。また、高い教員の意欲を喚起するための公募ポストの充実を図ります。

教員不祥事防止対策の徹底

不祥事撲滅に向けた「アクションプラン」をまとめ、県民に公表し、徹底するよう教育委員会に要請します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

5 良き市民となるための教育

社会の一員として豊かな人間性を身につけた若者を育てるために、県立高校の生徒による地域貢献活動などをより一層推進するとともに、インターンシップの拡充により就業体験の充実を図ります。さらに、政治参加に関する意識を高める模擬投票の体験など「良き市民となるための教育」を充実します。また、コミュニケーション英語や国際関係などの知識を学ぶ機会を増やし、国際人を育てる教育も充実します。

【現状】

子どもたちが社会の一員としての自覚や責任を学ぶ機会が少なくなっています。また、将来を担う若年層の選挙における投票率の低さが大きな問題となっています。

そこで、地域に貢献する活動体験などを通じて、社会の一員としての人間性を身につけた若者の育成が必要となっています。

また、グローバル化に対応して、これまでも進めてきたコミュニケーションのための英語教育をさらに充実し、さらに国際感覚を磨くための「国際人教育」が求められています。

【目標】

地域貢献活動などを学校教育の一環として単位認定
モデル校における模擬投票の実施

【具体的方策】

地域貢献活動などの推進

地域社会の課題解決に生徒自らが参加する社会奉仕・地域貢献活動を単位認定するなど、学校教育の一環として充実を図ります。

インターンシップによる就業体験の充実

企業や農家などの協力を得ながら、インターンシップ（就業体験）の単位認定を拡大し、充実を図ります。

「良き市民となるための教育」の充実

副読本などを活用し、選挙の仕組みや有権者としての自覚を持てるよう政治参加教育を実施し、モデル事業として、高校において「模擬投票」を実施します。また、実社会で生きる知恵と力を学ぶ経済・金融教育や消費者教育も充実します。

「国際人教育」の充実

TOEIC等受験のより一層の奨励、スピーチコンテストや指定校などコミュニケーション英語教育を拡充するとともに、国際感覚を磨くための教育の充実も進めていきます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

6 スポーツ振興と部活動活性化

スポーツ選手によるネットワークを形成するとともに、「かながわスポーツの日」を新設し、スポーツ振興を図ります。また、「かながわ部活動ドリームプラン21」にもとづき、部活動エキスパート指導者の派遣やボランティアの拡充などにより、部活動に取り組みやすい環境を整備し、部活動の加入率を向上させます。

【現状】

高齢化の進展や子どもの体力低下が見られる中、スポーツを通じた体力・健康づくりの関心はますます高まっています。神奈川には、オリンピック金メダリストをはじめ多くのトップアスリート（スポーツ選手）がいますので、こうした人材を生かしながら、スポーツを振興させていく方策が求められています。

スポーツや文化に自主的に取り組む部活動はチームワークや友情をはぐくむ上で最適な機会であり、部活動が活発な学校は、生徒たちも生き生きしているように思います。現在、部活動の指導をする専門能力を持った教員が不足する状況にあるので、地域や大学さらにはトップアスリートなどの支援もいただきながら、生徒のニーズに対応した魅力ある部活動を充実していくことが求められています。

【目標】

かながわアスリートネットワークを創設

「かながわスポーツの日」「部活動の日」の創設

県立高校における部活動加入率を、運動部で43.2%（2006年度）から50%に、文化部で21.0%から25%に向上

全国大会への出場率を33%に向上

【具体的方策】

かながわアスリートネットワークと「かながわスポーツの日」の創設

県内のスポーツ選手などにより、スポーツ振興のための活動を展開するとともに、県民が皆でスポーツを楽しむ「かながわスポーツの日」を創設します。

外部専門家による特別講習会の開催

トップアスリートなどの各部門の専門家を招いて、講習会を開き、スポーツへの関心を高めるとともに、部活動への加入を促進します。

部活動エキスパート指導者や支援ボランティアの充実

専門性を持った指導者を派遣して、担当する教員への指導・支援をするとともに、地域住民や学生などにボランティアとして参加してもらう機会を充実します。

「部活動の日」の創設

部活動を促進する日を設定したり、各学校において部活動の促進目標を立てるなど、生徒や教員が活動に参加しやすい環境を整えます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

7 地域ぐるみで子育て支援

次代のかながわを担う子どもたちを健やかにはぐくむため、家庭の力、地域の力が発揮できるよう、公募による「子育て支援プロジェクト50」の実現や、企業等における子育て支援の促進など、地域の人々総ぐるみで子育てに関わる仕組みを整えます。また、産科医師などの確保により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

【現状】

核家族化により若い親たちの子育て世代が孤立化し、同時に、地域コミュニティの連帯も希薄化し、地域で子育てを支援する機能が低下しています。

これまで、「子ども・子育て支援推進条例」の制定などに取り組んできましたが、さらに、安心して子どもを生むことができ、子どもが健やかに育つことのできる環境を地域ぐるみで支援する仕組みづくりが求められています。

【目標】

「子育て支援プロジェクト50」の公募と実現支援。

子育て支援に熱心に取り組む認証事業所400社。

【具体的方策】

「子育て支援プロジェクト50」の実現

県民の知恵と経験を生かした子育て支援をめざして、地域での子育て支援「モデル事業」を募集し、成果の普及を図ります。また、団塊の世代などの中高年世代による子育て支援のネットワークづくりや「保育ママ」制度などの活用促進を図ります。

企業などによる子育て支援促進

神奈川県が独自に制定した「子ども・子育て支援推進条例」に基づく認証制度や表彰制度を推進し、企業内保育や病院内保育など企業等による子育て支援の取組みを促進します。

子育て支援NPOとの協働

市町村とも連携して、各地で子育て支援に取り組んでいるNPOなどを支援し、その取組みの成果を広めるために、NPO間の連携・協働を推進します。

産科医の確保、潜在助産師の活用支援（後掲）

県内4大学病院とも連携し、魅力ある臨床研修医師の確保定着、女性産科医師の就労支援などを推進します。また、潜在助産師を対象とした就労に向けた支援を強化します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策

深刻ないじめ・不登校・児童虐待の根絶をめざし、総合的な対応を図るため、「いじめスワット(緊急)チーム」の新設、「青少年サポ - トプラザ」の充実、児童相談所の体制の一層の強化、NPOなどと協働した子どもたちの居場所づくりなどを強力に進めます。また、子どもを支える行政・NPOなどが協働する子どもサポートネットワークを強化します。

【現状】

児童虐待やいじめ、不登校、ひきこもりなど子どもたちや青少年にかかわる深刻な事態が続いています。これまでも重要な課題として位置づけ、対策を打ってきましたが、まだ十分な成果をあげてきたとはいえない状況にあります。

子どもたちの生命にも関わる重大な課題であり、総合的な対策を強力に推進する必要があります。

【目標】

児童相談所職員30名を増員(2007年度の増員を含む)。

公募スタッフを含めた「いじめスワットチーム」を結成。

子どもサポートネットワークを形成し、児童虐待・いじめ等の未然防止の体制を整備充実。

【具体的方策】

「いじめスワット(緊急)チーム」の新設

教員OBなど経験と熱意をもった人材を公募し、いじめなどに即応する対策チームを設置し、子ども、家族や学校に対するきめ細かなサポートやコーディネートを実施します。

いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクトの実施

子どもたちの悩みをワンストップで受け止める「青少年サポ - トプラザ」と教育、福祉などの専門相談機関との連携の強化を行います。24時間「命の電話」などの相談体制や駆け込み寺などの整備を進めます。

また、学校においてはスクールカウンセラーの配置拡大や「中1ギャップ」に対応するため中学校における少人数学級を実施します。

児童相談所など児童虐待に即応する総合体制の強化

児童福祉司や、児童心理司などの専門家の配置を充実します。24時間365日相談体制や地域との連携など児童虐待に連携して即応できる体制を充実します。

地域における居場所づくりの充実

NPOが運営するフリースクールなど、地域での子どもたちの居場所づくりを支援します。

子どもサポートネットワークの推進

県、市町村、教育委員会、県警、病院、保育所、NPOなどの子どもを支える関係機関・団体の連携を強化します。

子どもの見守り事業の展開

位置情報システム等のIT機器の活用や宅配業者などの企業との連携などにより「子どもの見守り事業」を拡充します。また、犯罪から子どもを守るため、スクールサポーター制度を促進します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第2章 安心な暮らし

9 日本一の治安の実現

安心して暮らせる日本一の治安を実現するために、県民の自主防犯活動や交通安全活動へ支援を充実し自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加を目指します。県民・企業・県・警察が一体となって安全・安心のまちづくりを推進し、犯罪発生件数を 10 万件以下に抑えます。また、子どもや高齢者の見守りを充実するとともに、消費者被害の未然防止対策を強化します。さらに、犯罪被害者とその家族を支援するための条例を制定します。

【現状】

2002 年の約 19 万件をピークとした犯罪数（刑法犯認知件数）は、近年の警察力の増強、県民の皆様による自主防犯活動の展開、県のくらし安全指導員の取組みなどの結果、2006 年には約 12 万件まで減少させることができました。しかし、まだ県民の皆様への体感治安の回復は十分とはいえません。

また、交通安全についても、交通事故死者数は 2002 年から 4 年間連続で減少していますが、全国 10 位と依然として高い水準にあり、さらなる対策が必要です。

このため、県民や企業と県や警察が一体となって、安全・安心のまちづくりをより一層強力に進める必要があります。また、今年 6 月には安全・安心まちづくりセンターが開設され、犯罪被害者への支援を充実しますが、さらに条例によってしっかりしたサポートを行う必要があります。

【目標】

自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加。

犯罪発生件数を現在の 12 万件から 10 万件以下に抑制。

交通事故年間死者数を 200 人以下に抑制。

【具体的方策】

自主防犯活動への支援の充実

引き続き、自治会、学校、NPO 等による自主的な防犯活動の支援制度を充実し、県民の皆様と一体となった取組みを引き続き推進します。

子どもや高齢者の見守り事業の展開(一部再掲)

位置情報システム等の IT 機器の活用や宅配業者などの企業との連携などにより子どもや高齢者の「見守り事業」を拡充します。また、犯罪から子どもを守るため、スクールサポーター制度を促進します。

消費者被害の未然防止対策

高齢者をねらったリフォーム詐欺や架空請求などの悪質商法から県民を守るため、かながわ中央消費生活センターを充実し、NPO や消費者団体、市町村、警察などと連携して、被害の未然防止を強化します。

くらし安全・安心サポーター制度の創設

防犯等の専門知識を持った防犯活動のリーダーとして「くらし安全・安心サポーター」を養成し、くらし安全指導員と協働して活動を充実します。

「犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定(再掲)

犯罪被害者等への総合的な支援施策を展開するための条例を制定します。

【期限】

2010 年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

10 基地対策の着実な推進

神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第二の基地県といわれ、これまでも「県是」として、米軍基地の整理・縮小・返還や基地負担の軽減に向けて取り組んできました。引き続き、厚木基地の空母艦載機の騒音問題や横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備など、自治体間の連携や国内外へ働き掛けにより、基地対策に全力で取り組みます。

【現状】

神奈川県には15の施設、約2,090ヘクタールに及ぶ米軍基地が存在しています。世界的な米軍再編の動きの中で、さまざまな交渉を続けてきていますが、基地の返還や厚木基地周辺の騒音被害など、まだまだ課題が残っています。

引き続き、「県是」である米軍基地の整理・縮小・返還の促進に加えて、基地周辺の安全・安心の確保に向けて、取り組んでいく必要があります。

【目標】

NLP等による騒音被害の軽減に向けて厚木基地の空母艦載機の移駐を早期実現。

横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備。

相模総合補給しょうなどの基地の一部返還の推進。

災害時における米軍基地との連携を強化。

【具体的方策】

基地縮小に向けての自治体間連携とトップ交渉

引き続き基地の整理・縮小・返還など基地問題の解決を目指して、他の自治体と連携し取り組むとともに、政府関係者とのトップ交渉だけでなく、米軍関係者との交渉も展開します。

具体的には、航空機騒音の軽減に向けて厚木基地の空母艦載ジェット機の移駐、相模総合補給しょうの返還などの実現に向けて働き掛けを強化します。

基地周辺の安心・安全の確保

日米地位協定の改正への働き掛けを他の自治体と連携して強化します。

横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備や万が一の事故を想定した訓練などを強化します。キャンプ座間など基地周辺地域が負っている基地負担の軽減を強く訴えていきます。

また、災害時の米軍との連携強化や文化交流の促進など、現に存在している米軍基地との相互協力を図ります。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

11 がんに負けない神奈川づくり

がん予防の一環として受動喫煙から県民を守るための「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定や、「がんへの挑戦・10か年戦略」の着実な実施、重粒子線治療装置を含む県立がんセンターの総合整備の実現により、神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。

【現状】

がんは神奈川県では1978年から死因の第1位であり、現在、総死者数の約3分の1を占めています。今後、ライフスタイルの変化や高齢化の進展などにより、がんにかかる人やがんによる死亡が増加すると見込まれています。

このため、がんの予防から早期発見、医療、ターミナルケアまでトータルながん対策を進める必要があり、特に、喫煙が健康へ与える影響は大きいことから受動喫煙から県民を守る対策が重要です。

【目標】

「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定。(再掲)

2013年度までのオープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。

「がんへの挑戦・10か年戦略」(第2ステージ(2007年度～2010年度))の推進。

【具体的方策】

「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定(再掲)

受動喫煙による健康被害から県民を守るため、公共的施設での喫煙を規制する条例を制定します。この中には、分煙措置のための助成制度の新設なども含めます。

「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進

がんの予防、早期発見、医療、ターミナルケアまでトータルながん対策を着実に実施します。
県立がんセンターの総合整備

県立がんセンターの整備により、待機患者の改善を図るとともに、がんの的確な発見に不可欠なPET-CTや最新の治療法である重粒子線治療装置を導入し、機能の充実を図ります。

神奈川がん臨床研究・情報機構の推進

県立がんセンターや理化学研究所及び製薬会社の研究所などとのネットワークを形成し、相互の研究協力を促進し、新たながん治療法などの開発を加速化します。

【期限】

県立がんセンターの整備については、2013年度までのオープン。

その他は、2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

県立がんセンターの整備は、PFI手法などで民間資金を導入。

12 県立病院改革で医療向上

県立病院を独立行政法人として自立させ、経営の基盤を強化し、良質な医療サービスを提供します。リハビリテーション医療における県立病院の役割を見直し、質の高い医療サービスを提供できるよう、神奈川県総合リハビリテーションセンターの体制や施設の再編整備を進めます。県立がんセンターの総合整備の実現により神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。

【現状】

県立病院は、2005年から事業を地方公営企業として独立性の高い運営を行ってきました。また、神奈川県リハビリテーション病院と七沢リハビリテーション病院脳血管センターは神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営しています。

今後、さらに県民の医療ニーズの高い疾病や難治性疾患に応え高度・専門医療の機能を高め、質の高いサービスを提供するために、県立病院の経営面での改革と2つのリハビリテーション病院の再編整備を進める必要があります。

【目標】

県立病院の地方独立行政法人化の実現。

リハビリテーションセンターの再編整備。

2013年オープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。(再掲)

【具体的方策】

県立病院の改革と医療の質の向上

県立病院を地方独立行政法人として自立させ、経営基盤を強化し、患者の皆様へ良質な医療サービスを提供します。

リハビリテーションセンターの再編整備

リハビリテーションセンターが時代のニーズに合った良質な医療・福祉サービスを一体的に提供できるよう、2病院の統合によって、民間医療機関では対応の難しいリハビリ医療等を提供できる体制を構築するとともに、その機能を十分に発揮できるよう施設等の再整備を進めます。

県立がんセンターの総合整備(再掲)

県立がんセンターの整備により、待機患者の改善を図るとともに、がんの的確な発見に不可欠なPET-CTや最新の治療法である重粒子線治療装置を導入し、機能の充実を図ります

【期限】

地方独立行政法人への移行については2010年度に実現。

リハビリテーションセンターの再編整備については2010年度までに着手。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

施設整備については、PFI方式など民間資金の導入。

13 介護人材育成と産科医療充実

介護現場の人材が意欲と生きがいを持って働けるよう、大学等の教育機関や民間事業者との連携・協力により介護人材の総合的な教育システムをつくりまします。また、医療現場の産科医・助産師・看護師の不足に対して、就労環境の改善等に取り組み、県民が安心して出産や療養ができる体制をつくりまします。

【現状】

介護保険制度の施行以降、民間活力の導入による介護サービス基盤が整備されましたが、介護現場では十分な教育ができず、就労環境もよくないことから、意欲と能力のある人材が育ちにくい状況です。一方、介護人材の教育は、大学や専門学校、研修機関等がそれぞれ独自の研修を行い、体系化されていないことから、資質向上に向けた総合的なしくみが求められています。

2006年の診療報酬の改訂により、大都市・大病院への看護師の集中と一般病院での看護師不足が起きています。また、不規則な勤務体制や重い責任から産科医不足が深刻化し、助産師不足で閉じる産院が出るなど、お産に係わる人材不足が顕在化しています。

【目標】

介護専門職に関する県独自の認定制度をスタートさせ、毎年3,000人以上の介護職員を研修する体制を整備。

県内の医療機関に勤務する産科医の減少(1998年419人 2004年375人(44人))に歯止めを掛け、増員傾向に転換。

潜在的な助産師・看護師(資格はあるが職務についていない助産師等)の再就職を含め、職員を1.3倍(2004年比)に増加。

【具体的方策】

総合的な介護教育制度の整備と介護人材のキャリアパス支援

県内の大学・専門学校や研修実施機関、市町村、事業者等が連携して、「単位認定制」など新しい横断的な介護教育のしくみをつくるとともに、「認知症ケア」等の専門性を確立するなど、質の高い介護サービスの提供を目指します。また、介護職員のキャリアを評価・認定するしくみや、研修に要する費用の一部を助成する制度を検討し、その資質向上を支援します。

産科医の確保と潜在助産師、潜在看護師の活用支援

県内4大学病院とも連携して、臨床研修医師の確保定着、女性産科医師の就労支援などを推進します。また、潜在看護師、潜在助産師を対象とした研修や、看護師の助産師資格取得を推進する体制を充実し、就労支援や就労環境の改善等を強化します。

県立保健福祉大学の有効活用

介護・看護人材等の研修に当たっては、県立保健福祉大学の施設や機能を有効活用し(夜間・休日・夏期休暇中の施設利用、公開講座の開設等)教育拠点として利用します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

14 高齢者の介護充実と虐待防止

増加している高齢者介護を支えるため、サービス事業者の質の向上と介護保険施設を1.2倍に拡充し、定員数を52,000名まで引き上げ、入所待機者を減少させます。家族や介護施設における高齢者虐待を減らすため、通報や相談の体制を強化するとともに、介護オンブズパーソンのネットワークをつくります。

【現状】

2010年度に178万人、人口の20%に達する高齢者の増加に伴って、要介護高齢者も24.3万人（2006年度）から28.9万人（2010年度）に増加する見込みです。

これらの皆様の自立した生活を支えるために、介護サービスの量の確保と質の向上が求められています。

また、介護負担の重さから、家庭における高齢者の虐待や介護家族の心中などの事件が増加しています。介護施設における虐待や身体拘束についても対応が求められています。

【目標】

介護保険施設の定員数を1.2倍以上に拡充し、41,807名（2005年度）を52,000名（2010年度末）に増員。

ボランティア、NPO等を「かながわ介護オンブズパーソン（仮称）」として200名以上を認定。

【具体的方策】

介護サービス事業者の参入支援と質の向上

事業を開始しようとする者へのアドバイス、事業者指定の情報提供等により、在宅サービス事業者の拡充を図ります。サービス評価制度の活用、人材養成等によりサービスの質の向上を図ります。

介護保険施設のさらなる整備と運営支援

介護保険施設の増設を図るため、施設整備への助成等の措置を講じます。介護職員の研修等により質の向上を図ります。

高齢者虐待の防止と相談体制の整備

市町村職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員、NPO等と連携し、地域包括支援センターを拠点として高齢者虐待の通報や相談の体制を強化します。このため、介護支援専門員、民生委員等の研修に必要なプログラムを組み込みます。

「介護オンブズパーソン（仮称）」の認定

県民との協働で介護問題に対応するため、ボランティア等を「かながわ介護オンブズパーソン（仮称）」として認定し、介護家庭や介護施設入所者の相談や苦情対応を行い、必要に応じて県・市町村への情報提供を行います。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

15 障害者の地域生活支援

障害の有無にかかわらず誰もが生き生きと暮らすことのできる地域社会をめざして、障害のある方の就労・活動・教育の場づくりを推進し、県内の障害者雇用を1.2倍に増やします。また、障害者自立支援法の運用については、障害者の方々の立場に配慮した円滑な対応を行うとともに、適切な評価を行います。

【現状】

障害者自立支援法が2006年度からスタートし、社会福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労移行支援事業などが創設されました。2006年6月現在、神奈川県の障害者の雇用率は本社所在地別集計で1.41%・全国第46位、事業所所在地別集計で1.6%・全国第23位にとどまっています。

神奈川県では、全国にさきがけて障害者地域作業所を支援しており、現在、全国の約1割にあたる約460の作業所が設置されて活動しています。今後、障害者自立支援法の体系にあわせた法定事業への円滑な移行が求められています。

【目標】

県内の障害者雇用率(事業所所在地別集計)1.6%を1.92%(1.2倍)に向上。

障害者地域作業所の法定内移行を支援し、地域生活の拠点機能を充実。

グループホーム・ケアホーム(2005年実績3,083人)、ホームヘルプサービス(2005年実績180,260時間)を2010年度末に2倍(対(2005年実績比))に引き上げ。

養護学校等の就業率16%(2006年)を倍増。

【具体的方策】

特例子会社及び中小企業に対する支援

県内で特例子会社を設置している事業者及び障害者雇用を予定している中小企業に対して、職場定着や雇用促進のため、雇用アドバイザーの派遣等の支援施策を実施します。

障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実

障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業(地域就労援助センター・広域的な相談支援等)及び障害者自身が取り組む事業・活動(障害者自立生活活動、スポーツ活動、文化芸術活動等)の充実・支援を図ります。また、障害者自立支援法に基づく法定内事業への移行を支援し、障害者地域作業所の地域生活拠点機能の充実を図ります。

また、企業等との連携により養護学校の卒業生の就労支援を強化します。

障害者の地域生活移行の支援と障害者自立支援法の円滑な運用

グループホーム・ケアホーム、サービスを利用しながら自宅・アパートでの生活などの支援施策を充実します。また、障害者自立支援法への円滑な移行が行われているかをモニターするため、障害者の立場に立った評価を行います。

障害のある子どもたちの教育機会や放課後等の生活の充実

増加する養護学校の児童・生徒に対応するため、受け入れ体制を整備するとともに、放課後などに養護学校や地域の公共施設を活用した「障害児のための学童保育」への支援を行います。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第3章 強い経済

16 インベスト神奈川で産業競争力強化

神奈川の地域経済を強化し、新たな雇用の場を創出するため、「産業競争力強化戦略」を策定し、これに基づき「インベスト神奈川第2ステージ」「神奈川R & Dネットワーク構想」「ベンチャー企業支援」などの重点プロジェクトを推進します。

【現状】

地域経済の活性化と雇用の場の創出・確保のために、神奈川の産業の競争力を強化する総合的な産業政策が求められています。

特に、「インベスト神奈川」はこれまでに総額 5,600 億円を超える神奈川への新たな投資を生み出し、すでに立地企業により県内企業へ 1,200 億円以上の発注がなされるなど大きな成果を上げており、この流れをより確かなものとするため引き続き企業誘致・県内再投資を進め産業をさらに集積させる新たな枠組みを構築する必要があります。

そして、神奈川のものづくりを支える県内中小企業の投資促進に向け一層取組みを強化するとともに、立地企業の社会貢献を誘導するなど横断的な取組みを進めていく必要があります。

【目標】

県の政策による企業誘致数 200 社

新規求人数 年間 36.6 万人(2005 年度)を 50 万人に増加。

【具体的方策】

「産業競争力強化戦略」の策定

地域経済を活性化させ、県内産業の競争力を強化するため、県が取り組むべき政策を明らかにする「産業競争力強化戦略」を策定し、その推進体制を整備します。

この「戦略」により次の3つのプロジェクトを重点的に進めます。

「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開

県内中小企業の投資を加速させるとともに、世界トップレベルの企業誘致を進めるため、「中小企業がより利用しやすい制度づくり」「子育てや障害者雇用などに関する企業の社会的責任を応援する仕組みづくり」などの視点で新たな「インベスト神奈川」の仕組みをつくり、雇用創出のための企業誘致を強化します。

「神奈川R & Dネットワーク構想」の推進

県内に立地する企業、大学、研究所間の「R & D(研究開発)のネットワークづくり」を推進します。これにより、大企業と中小企業間の技術移転を拡大し、新しい技術に挑戦する企業の創出や中小企業の高度化などを支援します。

「ベンチャー応援強化プログラム」の推進

次世代産業を牽引するリーディング・ベンチャー企業が次々と「生まれ・育ち・集う」環境(「ベンチャーコミュニティ」)を形成します。このプログラムでは「K S P(かながわサイエンスパーク)モデルの県内展開」「ベンチャー支援インフラ(技術支援・経営支援体制)の拡充」を推進します。

【期限】

2007 年度に計画策定し同時に事業に着手。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

17 羽田空港国際化と京浜臨海部活性化

2010年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化を神奈川県全体の経済の活性化に結びつけるため、空港の神奈川側の玄関口「神奈川口」整備構想を推進し、隣接する京浜臨海部の産業の高度化・複合化を加速させます。

【現状】

羽田空港の2010年の再拡張・国際化を神奈川県全体の活性化に結びつけるため、羽田空港から多摩川を渡った地域に空港への玄関口「神奈川口」を整備するよう、神奈川県から国に提案し、現在、国と関係自治体の間で、連絡路のルートや構造等の検討が進められています。

京浜臨海部の再編を進めるために、ものづくり機能や研究開発機能の集積を活かした、新たな産業の創出・集積が求められています。

【目標】

2008年までに神奈川口のまちづくりグランドデザインを策定。

2009年までに空港と神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業を着手。

【具体的方策】

神奈川口連絡道路の早期実現

羽田空港と「神奈川口」を結ぶ連絡道路の建設に着手に向け国や関係自治体と協議を進めます
国際空港の玄関口に相応しいまちづくりの推進

神奈川口周辺に国際会議・交流施設、研究開発施設、高度物流機能の集積を図るとともに、アジアの産業技術人材の育成・活動拠点を整備します。さらに、アミューズメント機能の導入などにより、人の交流を基本に据えた国際空港の玄関口に相応しいまちづくりを進めます。

ロボット産業クラスターの形成

京浜臨海部におけるロボットビジネスの取組みを核として、広く県内にロボットビジネスの集積・創出を進めます。

コンビナートの高度統合化の推進

京浜臨海部の素材やエネルギーコンビナートの生産・研究開発機能の集積を活かし、脱石油・バイオ・リサイクル型総合エコ・コンビナートに転換する高度統合化を、国等と協力しながら進めます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

18 高速交通ネットワークの整備

横浜から川崎、羽田空港、成田空港を超高速鉄道で結び首都圏の一体化と羽田・成田空港のハブ空港化を図る構想を提案します。さらに、首都圏の主要都市を結ぶ自動車専用道路網を整備することにより、国際競争に打ち勝てる産業基盤整備を目指します。広域交通網の整備にあわせ、さがみ縦貫道路や新幹線新駅、神奈川東部方面線など県内の高速移動ネットワークの整備を進めます。

【現状】

近年の中国や韓国などの産業の発展はめざましく、国際競争は激しさを増しています。こうした産業活性化の基盤となるのが、空港や鉄道や高速道路などの都市基盤です。ニューヨークやロンドンなど主要都市には国際空港が2、3つあります。中国の上海や韓国の仁川には4千メートル級滑走路が4本も計画されています。国際競争に打ち勝っていくためには、国際空港の整備や、首都圏の主要都市間や県内の交通ネットワーク整備は欠かせません。

【目標】

2010年度までにさがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南を開通。
八都県市首脳会議において羽田空港と成田空港を結ぶ超高速鉄道整備を提案。
綾瀬インターチェンジの2010年度の事業着手。

【具体的方策】

超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」で首都圏の一体化を提案

羽田空港と成田空港の一体性を高め、国際ゲートウェイの機能と国内線ネットワークの中核機能を併せ持つ国際水準の首都空港の実現を図るため、環境面からモーダルシフトも視野に入れ、横浜、川崎、羽田空港、成田空港などの首都圏の主要都市等を大深度地下リニアモーターカーなどで結ぶ超高速鉄道整備構想を提案し、八都県市等で連携した検討を目指します。

首都圏各都市を結ぶ自動車専用道路整備の促進

首都圏の主要都市を結び交流・連携を図る首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路等)の整備を促進します。また、第二東海自動車道(通称、第二東名)の整備を促進し、首都圏の一体化や東海圏との連携強化を目指します。

県内の高速移動ネットワークの整備

さがみ縦貫道路や国道246バイパスなどの自動車専用道路の整備を促進するとともに、津久井広域道路などのインターチェンジアクセス道路、西湘バイパス延伸や三浦縦貫道路などの主要幹線道路網の整備を推進します。また、新幹線新駅の設置や神奈川東部方面線などの整備を促進することにより、高速移動ネットワークを形成し、産業の活性化、スムーズな物流及び快適な人々の移動の実現を目指します。

綾瀬インターチェンジの事業着手

東名高速道路の有効活用を図る「綾瀬インターチェンジ」は、綾瀬市とその周辺地域のアクセスを飛躍的に高めるとともに、横浜町田・厚木両インターチェンジ周辺の渋滞緩和などにも役立つものであり、2010年度の事業着手を目指します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

19 中小企業の支援強化と活性化

神奈川の地域経済を支える中小企業の活性化を図るため「中小企業活性化条例(仮称)」を制定するとともに、無担保クイック融資などの融資枠拡大や技術・経営支援センターの設置など技術・経営・金融面での総合的な中小企業支援をさらに強化します。また、商店街をいきいきと活性化させる事業の展開やコミュニティビジネスの支援など地域と生活を支えるサービス産業支援をさらに充実します。

【現状】

中小企業は地域経済を支えるとともに、にぎわいのある安全安心な地域コミュニティにとっても不可欠な役割を担っていますが、技術開発、経営革新など経営環境の変化に単独では対応しきれない課題を抱えています。

神奈川中小企業センターや産業技術センターなど県の持つ資源を活かして、がんばる中小企業をさらに強力に応援していく必要があります。

【目標】

無担保クイック融資を含む制度融資実績の年間20,000件・2,600億円を堅持、拡大。

中小企業技術・経営支援のワンストップ相談窓口を2カ所設置。

【具体的方策】

「中小企業活性化条例(仮称)」の制定(再掲)

中小企業の経営基盤の強化を図るため、技術面、経営面、金融面などの基本施策と競争力の強化施策等を定める中小企業の活性化を図る条例を制定します。これに基づき、総合的な中小企業支援を展開します。

中小企業無担保クイック融資などの拡大

中小企業の経営安定や経営革新を機動的に支援するため、無担保クイック融資などの枠を拡大します。

中小企業技術・経営の一体的支援

県産業技術センターと(財)神奈川中小企業センターとの連携を、「ホールディングカンパニー方式」などにより強化し、技術と経営一体での中小企業支援を充実します。また、中小企業のための技術・経営の相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域などに設置します。

「いきいき商店街づくり」提案モデル事業の展開

NPOなどと協働したチャレンジショップ開設、環境・福祉など地域社会に貢献する事業・イベントや商店街空き店舗流動化事業など、商店街をいきいきと活性化させる事業の提案を募り、優れた提案をモデル事業として認定し重点的に支援します。

コミュニティビジネス支援の充実

介護、子育てなど生活関連サービスを提供するコミュニティビジネスに対して、人材の育成、事業者の経営支援などを推進します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

20 かながわツーリズムの新展開

神奈川の観光資源を活かし、国内外から神奈川を訪れる人を増加させるため、知事のトップセールスや広域的な連携によるプロジェクトなどを展開するとともに、「邸園文化圏再生構想」の推進やグリーンツーリズム・テクノツーリズムなどの新たな観光資源づくりなどにより「かながわツーリズム」を推進します。

【現状】

かながわツーリズムの展開で入込み観光客数は過去最高を記録しましたが、箱根地域における宿泊者数の低迷など、神奈川の観光資源を生かし切れていません。国内外をターゲットとした誘致活動とともに、新たな観光資源の創造が求められています。また、観光を担う人材の育成が課題となっています。

【目標】

県内入込み観光客数 年間1億7千万人。

【具体的方策】

トップセールスによる外国人観光客誘致プロモーションの展開

東アジア地域をはじめとした外国人観光客の誘致プロモーションを、知事のトップセールスにより展開します。

山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開

三県で「富士箱根伊豆観光戦略チーム」を結成し、アジアなどからの外国人観光客誘致活動を展開します。案内所の拡充や外国語による観光情報の充実等案内機能に対する市町村の事業を応援します。

「東京ベイツーリズム構想」の展開

首都圏八都府市の共同プロジェクトとして、「東京湾 21 世紀の船出プロジェクト」をはじめ、東京湾で船の周遊観光コースづくりなどを推進します。

歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造

相模湾沿岸地域などの歴史的な建造物や庭園を活かした「邸園文化圏再生構想」の推進や、グリーンツーリズム（里山農村観光）、テクノツーリズム（産業観光）、ロハスツーリズム（自然健康志向観光）などの新しいツーリズムの推進など、神奈川らしい歴史・文化・自然資源・名産品を活用した新しい観光資源づくりを進めます。

観光人材の確保・育成

観光ボランティアの充実、高校教育における観光コースの新設など、観光を支える人材づくりを強化します。

【期限】

2010 年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

21 地産地消とブランド化で農水産業振興

神奈川の農業と水産業を振興し「地産地消」を推進するため、大型直売センターの新設や農業の担い手育成などを行うとともに、栽培漁業の推進などによる水産資源の確保を進めます。また、県内農水産物の「かながわブランド」の普及を推進します。

【現状】

神奈川の農業は都市型農業であり、野菜や果物などを県民に供給していますが、担い手不足などにより耕作が放棄される農地も増えています。また、神奈川の海と川の環境を守る役割も担っている水産業も資源の減少などの課題を抱えています。

県内の農業と水産業をさらに発展させるために、地元産の新鮮で安全・安心な食を提供する「地産地消」の推進や農水産業の担い手づくりを進めることが求められています。

【目標】

大型直売センターを新規10カ所設置。

【具体的方策】

大型直売センターの設置による「地産地消」の推進

農産物の「大型直売センター」の設置を農協などと連携して進めるなど、県民が求める新鮮で安全・安心な県内農産物の供給システムを整備し「地産地消」を推進します。

学校給食での県内農水産物の利用促進

子どもたちに県内産農水産物のすばらしさを味わい理解してもらうために、「食育」の一環として県内農水産物の学校給食での利用を促進します。

新たな農業の担い手育成事業の推進

農業の新たな担い手を育成するため、技術習得、就農斡旋、農地情報の提供などをワンストップで行う仕組みを整備します。「農業法人」を育成・活用して新たな都市型農業を振興します。また、都市住民が耕作放棄地を活用し耕作する農業サポーター制度や高校生の農業インターンシップなどを実施します。

栽培漁業の推進などによる水産資源の確保

つくり育てる漁業「栽培漁業」の推進や「アマモ場」造成による海の環境改善事業などにより水産資源の確保と回復を推進します。

かながわブランドの普及

新品種の開発や有機栽培による農産物など、質の高い特色ある県内農水産物を「かながわブランド」として指定し、インターネットの活用やメディアを通じたキャンペーン活動などによる普及を推進します。また、県内外の方々が「かながわブランド」に接する機会を増やすため「かながわブランド・アンテナショップ」を設置します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

22 産業人材育成と就職支援

高等職業技術校の再編や専修学校などの連携により、若者や女性や中高年代など働く意欲のある県民が、職業能力を高める学びの場を確保します。国や民間と協力して「かながわ若者就業支援センター」などの連携によって適材適所の就職支援を充実します。中小企業の人材確保のために、雇用戦略指導やアドバイザー派遣などを実施します。ニート対策などに取り組むNPOを支援します。

【現状】

神奈川においても、若者の失業率の高さ、雇用のミスマッチ、ニートの増加、中小企業での人材確保の困難など、産業人材・雇用対策を巡る厳しい状況が続いています。

これから仕事に就くために新たな技術や知識を身につけたい若者、女性、中高年の方などを対象とした職業能力開発の仕組みを充実するとともに、適材適所で仕事を探せるマッチング体制の充実が求められています。また、雇用戦略などで中小企業を支援し、優秀な人材を確保できるようにする必要があります。

【目標】

若年失業率(15～24歳)を7.3%(2005年)から7%未満に改善。

【具体的方策】

総合職業技術校の整備

高度化する人材ニーズに柔軟に対応するため、新しい訓練コースの設定など機能を強化した総合型の職業技術校を県の東部と西部に1校ずつ整備します。

職業人材育成ネットワークの強化

県立産業技術短期大学の充実、高等職業技術校の再編、認定職業能力開発施設や専修学校などとの連携により、若者、女性、中高年の方など、能力を高めるために学びたい人が、いつでも、どこでも学べる場を確保します。

仕事探しの総合支援体制の構築

「かながわ若者就職支援センター」や「シニア・ジョブスタイル・かながわ」など適材適所の仕事探しのマッチング支援機関を連携させ、かならず仕事を探せる神奈川を目指します。

中小企業の人材確保支援

中小企業が優秀な人材を確保できるように、雇用戦略の指導や研修の実施、アドバイザーの派遣など行います。従業員を大切にする中小企業の認定制度や、インターン受け入れの拡充、合同就職説明会の開催などを進めます。

ニート・フリーター対策による若者職業自立支援の推進

ニート・フリーター対策に取り組むNPOへの支援、企業による理解の促進と正規雇用の拡大などを通して、若者の職業自立を支援します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第4章 豊かな環境

23 神奈川発・地球温暖化対策

「待ったなし」の状況にある地球温暖化対策を地域から推進するために、県として「神奈川県温暖化対策推進条例(仮称)」を制定します。また、条例に基づき、県民・NPO、企業、行政が連携して、二酸化炭素の排出削減、省エネルギー対策、新エネルギーの活用、産業廃棄物対策、マイアジェンダ登録等に取り組むことにより、県内の二酸化炭素排出量を削減します。

【現状】

地球温暖化により、世界各地で降水量の変化や台風の大規模化などの異常気象が生じ、洪水などの被害や農作物や生態系への影響が生じています。

2005年に京都議定書が発効しました。本県ではこれを踏まえて、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(2006年6月策定)において「2010年の県内の二酸化炭素総排出量を、基準年である1990年の水準まで削減する」という目標を設定しましたが、目標達成は非常に困難な状況にあります。

【目標】

「神奈川県地球温暖化対策行動推進条例(仮称)」を制定。(再掲)

2010年までに県内の二酸化炭素排出量を6,578万トン(1990年時点の排出量)まで削減。
マイアジェンダ登録数を10万人に倍増。

【具体的方策】

「神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)」の制定(再掲)

「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(2006年6月改訂)の目標達成に向けて、温暖化対策を着実に推進するための条例を制定します。これに基づき、事業者にはレジ袋の削減、建物の環境性能の向上などの環境配慮を求めます。

事業者の二酸化炭素排出量削減に対する支援

二酸化炭素排出量の削減に取り組む事業者に対し、省エネ対策のアドバイス、省エネを実践する人材の育成、省エネ対策に要する経費の低利融資などの支援を行います。

クリーンエネルギー自動車の普及促進

DME(ジメチルエーテル)自動車、バイオエタノール対応車、天然ガス貨物自動車、ハイブリッド・ディーゼル貨物自動車などクリーンエネルギーを使用する自動車の普及促進を行います。

家庭における温暖化対策の啓発・キャンペーン

「誰もが温暖化対策に取り組む」ために、日常生活で誰もが取り組めるテーマを設定してキャンペーン活動を実施します。また、家庭での取組み成果を実感できるインターネット版「環境家計簿」など省エネ行動を促進する仕組みをつくります。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

24 究極のエコカー 電気自動車の開発普及

二酸化炭素の排出抑制等に効果がある電気自動車の普及を図るため、「神奈川県電気自動車普及構想」に基づき、企業・大学の技術開発を支援し、電気自動車の機能向上・低廉化を図るとともに、その受け皿としてのインフラを整備します。

【現状】

電気自動車（Electric Vehicle=E V）は、二酸化炭素の排出抑制に効果がありますが、このままでは価格面・機能面で普及までに時間を要します。現在、県内企業ではリチウムイオン電池による電気自動車の技術開発を行い、機能向上と価格低減を図っています。企業だけでは充電ステーションの設置などのインフラ整備が難しく、普及には限界があります。

そのため、県としてインフラ整備などに取り組み電気自動車の普及を促進する必要があります。

【目標】

2010年までに電気自動車の市販開始。

電気自動車の普及を促進し、県内（全乗用車数 300万台）において 3,000台以上（県内乗用車の 1,000台に1台）を普及（2015年目標）。

電気自動車の普及にあわせ「急速充電ステーション」を県内に 150基設置（2015年目標）。

【具体的施策】

企業による研究開発の支援

電気自動車に関する要素技術の研究開発を行う県内中小企業を支援します。

モデル地区事業の実施

モデル地区を指定して、充電スタンドの集中整備、駐車料金の割引等により、電気自動車の普及に向けた試行を行う。

E V用リチウム電池の検討

幅広い分野の方々の参加によって設置した「E V用リチウムイオン電池研究会」において電気自動車用の低価格・高性能のリチウムイオン電池の可能性を検討する。

急速充電スタンドの設置

短時間で充電できる急速充電スタンド施設を、県内都市部に 150基整備します。

電気自動車の誘導策（メリットシステム）の実施

E V利用時の経済性を高めるため、県立公園等の有料駐車場駐車料の割引や県内における E T Cでの高速道路利用に係る料金の割引などを行います。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

25 環境共生の都市づくり

暮らしの豊かさを実感できる「環境共生都市づくり」を目指して、「ツインシティ」構想を推進します。「環境共生のための1%システム」を導入し、環境にやさしい工法やリサイクル資材などの利用を進めます。緑の回廊構想の推進や里山の保全・再生などにより、都市の緑の保全と創出を図ります。また、県民・企業と協働して廃棄物処理のリサイクル率の向上に取り組みます。

【現状】

地球環境や地域環境に配慮し、文化を大切にし、人にやさしい「環境共生」のまちづくりが求められています。

また、「神奈川みどり計画」によれば、2004年度末で「県内の「みどりの量」は109,720ヘクタールでしたが、良好な環境を創造するために、都市公園の整備や緑の保全、都市の緑化に努める必要があります。

さらに、廃棄物の減量化を進めるとともに、2006年12月に制定された「「廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」により不法投棄を厳しく取り締まることも必要とされています。

【政策目標】

すべての県の公共工事で環境配慮型を推進。

「みどり量」を4年後までに1000ヘクタール増加(対2004年度比)。

里山竹林保全再生モデル地区 4年間で15地区。

【具体的方策】

環境共生都市の実現

環境と共生し、文化を大切にする生活環境の創造に向けて、ツインシティの実現などを促進します。

「環境共生のための1%システム」の導入

公共事業について、工事予算の少なくとも1%を太陽光発電や舗装材の保水性・透水性の向上、壁面緑化・屋上緑化の推進などのような環境共生のための工法や技術に充当する「環境共生のための1%システム」を導入します。また、県が進める土木・建築工事においては、リサイクル資材など環境にやさしい資材などの活用を促進します。

都市緑化の推進や里山・竹林の保全・再生

市町村等と連携して都市公園の整備や拠点となる緑の保全と創出を図るとともに、道路や河川などの緑地と連結させ、水とみどりのネットワークを形成する「緑の回廊構想」に取り組みます。

また、「里山の保全、再生及び活用に関する条例」を制定し、ボランティアや所有者などと協働して、里山、谷戸、竹林など身近なみどり保全・再生を推進します。

廃棄物の減量化やリサイクル率の向上

県内の廃棄物の減量化やリサイクル率の向上を進めます。また、条例を契機に、不法投棄を撲滅する取り組みを強化します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

26 なぎさと川の保全・再生

なぎさと相模川・酒匂川を一体と捉え、NPOなども含めなぎさと川を保全・再生する総合的な体制を整備し、「なぎさづくり促進協議会」や山梨県とも連携し、自然環境の保全や海岸侵食対策、不法投棄防止に取り組みます。また、「なぎさと川と共生するまちづくり」を展開します。

【現状】

相模川や酒匂川は首都圏近郊にあって豊かな自然を残し、相模湾の海岸線は150kmに及ぶ自然海岸と明治以来の歴史的に貴重な建築物を数多く残しています。

現在、相模湾沿岸では海岸の侵食が進み、大きな問題となっています。2006年3月に知事、市長・町長、県議会代表議員による「なぎさづくり促進協議会」を創設し、連携して海岸侵食問題などに対応していくこととしています。

【目標】

「海岸侵食対策計画」の策定。

旧吉田茂邸の保存・整備に2009年度に着工し、2012年度に開園。

【具体的方策】

なぎさと川を保全・再生する体制の整備

市町やかながわ海岸美化財団、さらには山梨県とも連携しながら、なぎさと川の保全・再生などを担当する行政としての総合的な体制を整備し、同時に、なぎさや川の流域で自然環境保護や歴史的文化的遺産の保全活動を行う市民団体のネットワークづくりを促進します。

海岸侵食への総合対策の実施

「なぎさづくり促進協議会」での連携により、国にも働き掛けをし、侵食メカニズムの究明に向けた調査に基づき、「海岸侵食対策計画」を策定し、ダム湖の堆積土砂の河川への還元対策、養浜などを通じて、相模湾沿岸の海岸侵食防止に取り組みます。

不法投棄ごみ対策の総合的な取り組み

「廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を受けて、河川・海岸を一体として取り組む総合的なごみ対策を流域市町やNPOと連携して推進します。

「なぎさと川と共生するまちづくり」の推進

湘南海岸や相模川、酒匂川の堤防や河川敷等を利用し、「神奈川やすらぎの道（潮風・川風サイクリングロードや遊歩道）」などの整備を進めます。また、旧吉田茂邸など神奈川ならではの歴史的建築物を生かしたまちづくりとして「さがみ湾文化ネットワーク構想」に位置づけている「邸園文化圏再生構想」などを展開します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。一部は県・市町村の負担金等で対応。

27 丹沢大山の再生と花粉症対策

県土の4割を占める森林の豊かな恵みを子や孫に手渡すため、森林の再生に向けて水源環境の保全・再生や丹沢大山の自然再生などの取組みと一体となって、「未来につなぐ森づくり～かながわ森林再生50年構想～」を推進します。また、花粉の出ない森づくりを推進します。

【現状】

県土の約4割・95,000haは森林です。しかし、丹沢大山ではブナの立ち枯れが進むなど自然環境の衰退が続いています。長年にわたりスギ・ヒノキを植林してきた山地では木材価格の下落などで林業が成り立ちにくくなり放置山林が広がっています。

森林は神奈川の未来を担う子どもたちの環境教育の場でもあります。神奈川の森林全体のあるべき姿を取り戻して、未来に伝えていく息の長い取組みが求められています。

【目標】

人工林面積を50年間で半減し自然の広葉樹林に転換。

水源の森林の確保面積を6000ヘクタール増加。

丹沢の奥山をシカの採食から守るため植生保護柵を100ヘクタール設置。

里山竹林保全再生モデル地区を15地区設定。

【具体的方策】

水源の森林づくり事業の推進

「かながわ水源環境保全再生施策大綱・再生実行5か年計画」を着実に実施し、適切に管理されている森林の拡大、ダム湖の環境基準達成率100%の維持を図ります。

丹沢大山の自然再生

「丹沢大山自然再生計画」に基づき、ブナ林・人工林の再生、溪流生態系の再生、シカの保護管理、希少動植物の保全・自然公園の適正利用などに取り組みます。県民協働で自然公園の適正利用を進めるため、「神奈川版パークレンジャー制度」の導入を図ります。

天然更新による混交林づくりと広葉樹の植樹

混交林づくりに当たっては、自然の力による発芽・成長に委ねつつも、溪畔林などでは積極的に広葉樹の植樹を行います。二次林など広葉樹の荒廃についても、間伐を行い、天然更新により、多様な樹種の広葉樹林への再生を進めます。

花粉の出ない森づくり

県が全国に先駆けて開発した「花粉の少ないスギ・ヒノキ」による植林を進めるとともに、「花粉のないスギ」の実用化と安定供給体制の整備を進めます。

森林再生への県民参加促進と「成長の森」の育成

NPO等と連携して森林保全・再生へのボランティア活動の機会を増やします。また、赤ちゃんの生まれたご家族に、記念として苗木を寄付していただき、「成長の森」づくりを進めます。

県産木材の有効活用促進による林業振興

適切な間伐の推進、民間活力による木材供給センターの整備、木づかい運動の推進など、生産・加工・消費対策の総合的な県産木材の有効活用促進により、林業を振興します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第5章 先進のマネジメント

28 新たな行財政改革でスマートな県庁

全国トップクラスの健全財政を堅持し、4年以内にプライマリーバランスの黒字化を実現します。引き続き、県庁組織の簡素化や職員数の適正な削減など行政改革を着実に進めます。県税事務所の事務の民間委託など、仕事の進め方を全面的に見直し、必要な現場にきちんと職員を配置するとともに県民の暮らしを守る「スマートな県庁」をつくります。

【現状】

厳しい財政状況の中にあっても、神奈川県は「財政健全度」は全国トップクラスです。新規県債発行額も自主財源10%以内を達成してきました。行政改革では、4年間で県職員1,500人削減を実現しました。現在、人口比でみた職員数の少なさは全国一となっています。

今後は、職員や組織の削減だけでなく、民間委託を進めるなど、大胆に業務の進め方の見直しを行い、質の高いスマートな県政を実現する必要があります。

【目標】

全国トップクラスの財政健全度を堅持し、4年以内にプライマリーバランス黒字化。

職員数・人件費は、既に掲げてきた、2010年度までに「知事部局職員(病院事業庁を含む)1,500人削減」、「人件費1,500億円削減」の目標を着実に実現(対2003年度比)。

第三セクターを、2010年度までに18団体と半減(対2003年度比)。

県税事務所の事務の外部委託を実現。

【具体的方策】

健全財政の堅持・充実

公債費負担比率、実質公債費比率、一人当たり県債残高の低さなどの健全度を堅持し、新規県債発行額を引き続き、自主財源の10%以内に抑制することを目指し、4年以内にプライマリーバランスの黒字化を実現します。

例外なき行政改革

行政改革の基本方針を徹底し、知事部局職員(病院事業庁を含む。)1,500人削減(対2003年度比)などを適正に実現します。

県税事務所の事務などの民間委託や業務削減

県のすべての事業の「棚卸し」を行い、業務の削減や合理化を進め、県税事務所の事務の民間委託のほか、可能な業務を積極的に企業やNPOに委託し、政策形成や県民サービスに職員を集中します。

条例サンセットシステムの導入

条例を一定期間ごとに見直し、目的を達したもや時代に合致しなくなったものは、廃止を含めた検討を行い、県政の新陳代謝を図ります。

水道事業の広域化、経営効率化、民間活力導入への検討

学識者による懇話会を設置し、横浜・川崎・横須賀市及び広域水道企業団の水道事業の将来の経営課題を検討していますが、今後、さらに改革へ向けての具体的な検討を行います。

【期限】

プライマリーバランスの黒字化は4年以内に実現。その他は2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

29 県民と協働する県政

「対話からの政策づくり」をすべての県政の現場で徹底します。財務情報や政策情報などを県民に分かりやすく情報提供します。「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定や「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設により、「県民と協働する県政」をつくります。

【現状】

公共サービスや公共政策を行政だけで、決定・実行する時代は終わりました。今日では、行政自身の責任はきちんと果たしつつも、県民・NPO・企業など多様な主体が行政とともに協働して社会を支える時代です。

そこで、大切なことは、財務などを含めて県民への分かりやすい情報提供を充実し、県民と行政が情報共有することです。その上で、現地現場での対話を徹底し、県民からの政策提案を実現する新しい仕組みが必要とされています。

【目標】

すべての懇話会等に「県民公募委員」を配置。

「県民からの政策提案チャレンジ制度」により提案事業を4年間で40本実現。

【具体的方策】

財務会計改革と財務情報などの「分かる化」の徹底

財務会計に民間型の複式簿記や発生主義を導入し、より効率化を図ります。分かりやすい財政スケールなどにより、財務情報を分かりやすく公表していきます。

メディアやITの活用を通じて県民とのコミュニケーションを充実

マスメディア、タウン誌やインターネットなどを通じて政策情報を提供し、「e-かなネットアンケート」により県民の意見を聴くとともに、県民と県が情報共有できるITシステムを構築し、県民の政策参加を促進します。

対話型政策づくりを現場で徹底

懇話会などに「県民公募委員」の配置を徹底し、政策づくりの過程に県民が関与する機会を増やします。知事や幹部職員の現地現場主義を徹底し、対話を重視した政策づくりを行います。

「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設(後掲)

県民やNPOからの政策提案を募集し、1件2,000万円までの予算で実現します。

「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定(再掲)

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

30 政策主導の組織マネジメント

知事直轄の政策推進組織や「政策補佐官」などの設置により、知事のリーダーシップを強化します。また、政策主導による組織運営を行い、現場からの政策提案も充実します。「部局長マニフェスト」の導入や組織のフラット化、政策のマネジメント・サイクルの確立により、全国をリードする「先進力のある県庁」をつくります。

【現状】

マニフェストにより、政策中心の県政を目指してきました。さらに、政策主導による組織運営へ改革をする必要があります。また、知事のリーダーシップと現場のやる気によって、政策形成を強化することも求められています。

さらに、目標管理や政策評価に基づくマネジメント・サイクルの確立で、新たな県政改革が不可欠になっています。

【目標】

すべて部局長が「部局長マニフェスト」を提出。
政策評価によるマネジメント・サイクルを確立。

【具体的方策】

知事直轄組織と政策補佐官などの設置

政策推進・県政改革・県民対話を担当する知事直轄のスタッフ組織及び「政策補佐官」や「政策担当秘書」を配置し、知事の政策立案を補佐します。

政策主導の組織運営

政策を確実に実施するために、企画部門と財政部門の統合などの組織改革を進め、政策中心の財政や人事などの組織戦略を実現します。予算に「政策枠」を設け、臨機応変に新規課題に対応する仕組みを導入します。また、現場からの政策提案や人事登用を活性化し、やる気のある組織をつくります。

「部局長マニフェスト」の導入と組織のフラット化

毎年、部局長などに達成目標を設定させ、目標管理によるマネジメントを導入します。

また、組織階層のフラット化と政策責任者の明確化を進め、意思決定の迅速化と現場からの政策形成を強化します。

政策評価によるマネジメント・サイクルの確立

政策評価を総合的に実施し、評価結果に基づいて翌年度の政策運営の改善を図るという政策のマネジメント・サイクルを徹底します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

31 新時代の人材マネジメント

「県民とともに働く職員」を目指し、マネジメント能力の高い幹部職員の養成や職員のキャリア開発を進め、職員の専門性と「協働力」を高めるとともに、「県職員等不正行為防止条例(仮称)」により、信頼性の確保に努めます。また、民間人公募ポストの増設などにより多様な民間人登用を拡大します。

【現状】

先進力と協働力を持った県政を実現する決め手は、職員の意識改革と能力開発にあります。

これまでも職員のやる気を引き出すために、職員提案制度やポストチャレンジ制度などを実施し、幹部職員への民間人登用を進めてきました。

今後は、さらに職員のやる気を引き出しながら、職員のキャリア開発を進め、政策形成能力と県民との「協働力」を兼ね備えた専門性の高い職員を養成していく必要があります。

【目標】

マネジメント能力を身につけた幹部職員を養成するため「管理職登用試験」を導入。

課長級以上で10人の民間人登用を実現。

2007年度中に「県職員等不正行為防止条例(仮称)」を制定。(再掲)

【具体的方策】

マネジメント能力の高い幹部職員の養成

公平なチャレンジ機会と客観的な評価により、マネジメント能力を持った職員を幹部に登用するために、新たに「管理職登用試験」を導入します。試験や評価は、単なるペーパーテストではなく、過去の業績、政策形成能力、協働力、組織管理能力など実践的・総合的な内容とし、その企画・開発に当たっては、民間の経営者や専門家の参加・協力を求めます。

職員のキャリア開発推進と専門性を持った職員づくり

「キャリア開発センター」を開設するとともに、大学院などへの留学支援、テーマ別の海外調査派遣、自主的研究の奨励、大学教員への職員派遣など、職員のキャリア開発を充実します。また、ポストチャレンジ制度などの充実に加え、人事における「キャリア選択制」の導入により職員の専門性を高め、多様な職能を持った職員集団を養成します。

中途採用の拡充など民間人登用を拡大

職員採用の年齢制限緩和、中途採用の拡充、民間人公募ポストの増設などにより、多様な民間人材が職員として県庁に参画する道を開きます。

職員の協働力の向上と信頼性の確保(一部再掲)

職員のボランティア活動などを支援し、県民との協働力を高めます。また、「県職員等不正行為防止条例(仮称)」を制定し、職員の信頼性を高めます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

32 かながわブランド戦略

神奈川の多彩な地域資源を「かながわブランド」として総合的に発信することにより、神奈川のブランド・イメージを高め、住む人が誇りをもてる地域となり、世界からも選ばれる地域となることを目指して「かながわブランディング戦略」を展開します。

【現状】

神奈川には、自然、文化、産業、人材、個性ある街など多彩な地域資源が存在し、そのひとつひとつが地域の個性やアイデンティティを形成しています。いわば「880万色」のモザイク模様が現在の神奈川を表しています。

今後、こうした地域資源を統一したイメージで戦略的に発信していくことにより、モザイク模様「輪郭」を与え、「ブランド・イメージ」を確立、向上することが求められています。これにより、住む人が地域に誇りを持ち、県外・国外からも「選ばれる地域」として、神奈川力をより一層高めることができます。

【目標】

「かながわブランディング戦略」の策定。
かながわブランド・プロモーションの展開。

【具体的方策】

「かながわブランディング戦略」の策定

民間での実践を採り入れ、神奈川のブランド・イメージを向上させ、効果的に整理・発信していくためのブランディングの基本戦略を策定します。

かながわブランド・データベースの構築

かながわの多様なブランドを整理し、データベースを構築し、インターネットやメディアを通して、情報発信を行います。

かながわブランド・プロモーションの展開

かながわブランド・イメージを向上させるためのキャンペーンなどを多彩に展開します。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第6章 新しい自治

33 分権改革と道州制の推進

新しい地方分権改革推進法に基づく「第2次分権改革」が成功するよう、国からの税財源の移譲や法令による義務づけの廃止等について、具体的な提案と要求を行います。また、道州制特区推進法の制定をふまえて、新しい広域自治制度として、現行の都道府県制度から道州制への移行をめざして県としての取組みを着実に進めます。

【現状】

第1次分権改革を踏まえて、2006年12月に地方分権改革推進法が成立しました。これに基づいて進められる第2次分権改革において、税財源を中心として地方から具体的な提案と要求をしていくことが求められています。同時に、県民意見をもとに神奈川県らしい政策を実現していくための自主立法(条例)が求められています。

4年前に神奈川県から提案した当時、道州制は実現性のないものと受けとめられましたが、その後、地方制度調査会の答申や道州制特区推進法の制定、政府与党における検討など、道州制の論議は大きく進展しています。はじめてマニフェストで道州制推進を約束した知事・政治家として、国に先行して、実現に向けた具体的な取組みを進める必要があります。

【目標】

第2次分権改革において、国税・地方税の割合が5:5になるような税源移譲。
国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)。
条例制定権を活用した神奈川県らしい政策の実現。
道州制実現に向けて、「道州制推進首長連盟(仮称)」を結成し、政治的な提案・要求の活動を展開。
道州制実現のための法律(例:道州制推進特別措置法)を制定するよう国に対して提案。

【具体的方策】

分権改革(特に財源移譲)の推進に向けた要求・提案

第2次分権改革に向けて、税財源の移譲、補助金の削減、自治体事務の義務づけの廃止等について、全国知事会等とも連携して、現場の実情を踏まえた提案を行い、国にその実現を求めます。
条例制定権を活用した政策条例の制定

「公共的施設における禁煙条例(仮称)」、「自治基本条例(仮称)」などの制定に取り組みます。
道州制実現に関する提言

政府が進める道州制ビジョンの策定に対して、地域主権の考えに沿った改革となるよう働き掛け、あわせて道州制について県民との意見交換を行います。また、道州制推進のための計画の策定や国と地方の協議の場の設置などを含む「道州制推進特別措置法(仮称)」の制定を提案します。

「道州制推進首長連盟(仮称)」の結成

道州制をめざす知事、市長等による「道州制推進首長連盟(仮称)」の結成などにより、道州制実現に向けて政治家としての取組みを行います。

「モデル道州制事業」の実施

首都圏連合において、1都3県が道州になった場合を想定して共通政策または共同プロジェクトを「モデル道州制事業」として実施し、その成果をもとに道州制の提案・要求につなげます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

34 首都圏連合と山静神三県連合の展開

「首都圏連合」を具体化するために、八都府市首脳会議を核として超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」構想などの共同プロジェクトを推進します。また、山梨・静岡両県との山静神知事会議を核として観光、防災等の連携を強化し、広域課題の解決に取り組みます。

【現状】

この4年間で、神奈川県などの提案によって、首都圏サミットの年2回開催、事務局の設置、民間を交えた首都圏連合フォーラムの開催など、「首都圏連合」の取組みは大きく前進しました。今後、共同プロジェクトの推進や国に先行する提言など、具体的な成果が求められています。

山梨・静岡・神奈川の3県は、昨年、神奈川県の提案によって3県知事会議（山静神サミット）を開催しましたが、さらに共通する課題について連携することが求められています。

【目標】

首都圏における共通政策・共同プロジェクトを3つ以上実施。

「首都圏連合フォーラム」を毎年度開催し、提言をとりまとめ、各都府市の政策に反映させるとともに、国の改革を先導。

「山静神三県連合(仮称)」において、観光戦略の策定、防災協定の締結などの広域連携を強化。

【具体的方策】

首都圏の共通政策・共同プロジェクトの実施

広域的な課題に具体的に取り組むため、次のような政策・事業を展開します。

・超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」の提案（再掲）

羽田空港・成田空港と首都圏主要都市を大深度で結ぶ超高速鉄道を建設する構想をまとめ、実現に向けて提案します。

・花粉症撲滅広域プロジェクト

花粉症撲滅には広域的な対応が不可欠であるため、スギから他樹木への転換、「花粉の少ないスギ」「花粉のないスギ」への転換などの抜本的な対策を首都圏で連携して進めます。

・東京湾再生プロジェクト

水質、干潟、漁業、観光などさまざまな側面で、東京湾再生に向けた取組みの可能性があり、NPOや民間団体との意見交換を行いながら、共同プロジェクトを検討します。

「山静神三県連合(仮称)」における共同プロジェクト・連携の推進

3県にまたがる広域課題に対応するため、次のような事業・連携を実施します。

・富士箱根伊豆広域観光戦略（仮称）の推進

民間団体等とも連携して、「富士箱根伊豆広域観光戦略（仮称）」を策定し、一体的なPRを行い、首都圏の観光客の呼び込みを図ります。

・広域防災協定の締結

地震、大雨、富士山噴火等に対する防災、災害救助等に関して協定（富士箱根伊豆広域防災協定）を締結し、連携を図ります。

・広域交通計画の調整・整備

富士箱根伊豆にまたがる道路整備に関して、広域的な調整を図ります。

【期限】

2010年度までに実施

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

35 市町村合併と政令市移行支援

市町村の機能を強化し、東西バランスのとれた地域主権型の県土づくりを進めるため、自主的な市町村合併の推進について構想を策定し、積極的に支援します。また、新たに政令指定都市と中核市が円滑に誕生できるよう、権限移譲、情報提供その他の支援を行います。

【現状】

市町村合併は、市町村が自主的に判断すべきものですが、県民にとっても重要な意味を持つため、県も「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（合併新法 59 条）を定めるとともに、さまざまな助言や支援等を積極的に行う必要があります。

県内には、鎌倉、湘南、小田原、箱根等の歴史と文化のある地域があることから、単なる数あわせでない、新しい地域文化をめざした合併が必要であり、また可能です。

【目標】

「市町村の合併の推進に関する構想」を 2007 年度に策定し、これに基づき少なくとも 2 地域以上で、市町村の意向を聴きながら、合併の具体的検討を行うよう助言、支援。

相模原市の政令指定都市移行を支援するとともに、さらに県西部等における新たな中核市（1 市以上）の誕生を支援。

【具体的施策】

相模原市の政令市移行への支援

相模原市の政令市移行は、多極共生型の県土づくりを進めるためにも重要であることから、同市の取組みに対して、県からの権限移譲、職員の派遣・交流、情報提供、国への働きかけ等について、県として必要な支援と協力を行います。

県西部における自主的な市町村合併の検討の支援

県内の人口・社会経済機能は横浜・川崎など東部に集中していることから、県土の均衡ある発展を図る見地から、特に、相模川以西における市町村合併の検討を支援し、中核市など行財政基盤の整った基礎自治体の誕生を支援します。

市町村への権限移譲

現行の「チャレンジ市町村制度」を拡充し、意欲のある市町村に土地利用、福祉、教育などの分野について複数の権限をまとめて移譲するとともに、それに必要な財源を保障します。

コミュニティ自治への支援

町内会、区など住民に身近な単位における「自治」を進めるため、市町村における地域自治区の設置や都市内分権の取組みに対して、制度設計などの面で支援を行います。

【期限】

2010 年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

36 協働型社会かながわの創造

県民・NPOと県との協働をより一層推進して「新しい公共」の創造に取り組んでいきます。このため協働事業に加え、「県民からの政策提案チャレンジ制度」を創設します。また、「協働型社会かながわ」を実現に向けて、コミュニティカレッジの本格開設、男女共同参画社会の実現を図ります。また、協働の原則、県とNPOの協約、NPO等への支援などを定める「県民パートナーシップ条例(仮称)」を制定します。さらに、かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルを行います。

【現状】

公共サービスは、行政のみが担うのではなく、県民・NPOなどとともに担う時代です。

神奈川県では、これまでも「NPO等との協働推進指針」を策定し県民と行政の協働に取り組み、この4年間でNPOからの協働事業提案18事業、県とNPOとの協働事業の実施10事業、NPO等による政策評価8事業を実施してきました。

今後、協働の拡大を進めるとともに、さらにNPOの組織体力を高めていただき、行政に対して現場から政策提案をいただくという新たな段階に入る必要があります。

また、全国にさがかけて設置された県民活動サポートセンターは老朽化が進み、改修が必要となっています。今後の運営方法などについても県民・NPOと協働で検討を進めていくことが求められます。

【目標】

「県民からの政策提案チャレンジ制度」による政策提案40本を実現。

「協働型社会かながわ」を実現するための「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定。(再掲)

【具体的方策】

「県民からの政策提案チャレンジ制度」の創設

県民やNPOから政策提案をいただく制度を創設し、1事業あたり最高2000万円までの予算で実現します。提案政策の審査は、県民参加の公開審査を導入します。また、NPOとの協働事業提案、政策協働実施、県民・NPOによる政策評価をさらに充実します。

コミュニティカレッジの本格開設

NPOの組織体力強化を目指し、2006年10月に試行として開設したコミュニティカレッジを本格開設し、民間の教育機関やNPOと協働して公設民営化などの仕組みへの移行を検討する。

男女共同参画社会の推進とDV被害者支援

神奈川県男女共同参画推進条例に基づき、「かながわ男女共同参画推進プラン」を着実に実施するとともに、「かながわDV被害者支援プラン」により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を進めます。

「県民パートナーシップ条例(仮称)」の制定(再掲)

「協働型社会かながわ」を実現するため、協働の原則、英国の「コンパクト」になった県とNPOの協約、NPO等への支援などを定めるパートナーシップ条例を制定します。

かながわ県民活動サポートセンターのリニューアルと機能強化の検討

県民活動サポートセンターの施設をリニューアル(改装・改築など)するとともに、運営形態や県立女性センターなど他の機関との連携を含めた機能強化を図るため、県民・NPOと協働で検討する場を設けます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

政策提案の実現のために年1億円。

その他は既存財源内で、予算の組替えで対応。

施設整備に関しては民間活力なども活用。

37 自治体外交の展開

経済・観光・環境・民主政治などのテーマで、県民・企業と共に、具体的な成果を引き出す先進的な「自治体外交」を展開し、海外とのグローバルな協働を実現します。また、外国籍県民への対応など「内なる国際化」を徹底します。

【現状】

神奈川県は、オーストリアのGDPに相当する経済力を持ち、これまでも経済・文化面などで海外との連携を図ってきました。また、外国籍県民の増加など、新たな対応が必要とされている課題も出てきています。

今後は、単なる交流にとどまらず、トップセールスや交渉を行い、具体的な成果を引き出す「外交」を自治体として展開することが求められています。開港の歴史を持つ神奈川は、グローバルな共生を図る視点から、新たな自治体外交に取り組んでいく必要があります。

【目標】

自治体外交として次のようなテーマを設定し、県民や企業などとも協働し、具体的な成果を引き出す外交を展開します。

- ・経済外交: 民間企業とも連携して、海外からの企業誘致を目指す。
- ・観光外交: アジア諸国を中心に、観光客の誘致を目指す。
- ・環境外交: 最新環境技術を生かし海外における環境問題に協働で取り組むことを目指す。
- ・民主政治外交: 韓国でのマニフェストに関する学術会議への参加・支援及び日本での学術会議開催支援。

外国籍県民への支援を行うNGOに対して資金を含めたサポートを充実。

【具体的方策】

県民協働型の自治体外交の展開

知事自らのトップ外交はもとより、県民による外交（民際外交）への支援やNGOなどとの協働を含めた新たな自治体外交を展開します。

「外国籍県民」との共生支援

増加する外国籍県民が、適正に地域で共生できるよう、技能習得支援や就労支援などにNGOとの協働も含めて「内なる国際化」に取り組みます。

【期限】

2010年度までに実現。

【財源】

既存財源内で、予算の組替えで対応。

第4部 県民運動の提唱

県民の皆様とともに、安心して、すこやかに、環境にやさしく暮す「協働型社会かながわ」を創っていくために、一緒に、県民運動を進めましょう。

【あいさつ一新運動】

平成18年5月1日から「神奈川あいさつ一新運動」を推進しています。

この運動は、教育委員会や警察と連携し、県を挙げて取り組んでいるものです。

あいさつは社会におけるコミュニケーションの基本です。家庭、学校、職場、地域社会で積極的にあいさつを交わし、そして子どもたちの元気なあいさつをほめてあげましょう。

社会の変革は、私たち一人ひとりの小さな実践から始まります。明るく安心な地域社会の実現に向け「神奈川あいさつ一新運動」の輪を大きく広げていきましょう。

【コミュニティ体操推進運動】

高齢化社会や子どもたちの体力低下が進行する中、ますます健康づくりへの関心が高まっています。健康は、自らの幸せとともに、家族の願いでもあります。病気になったり体力が低下しないよう、体を動かす習慣をつけることが大切です。これまで、県民が健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化することを目指す「3033運動」を進めてきています。

今後、県民の健康づくりのために、身近な地域や学校、職場などで、気軽にできる体操の輪を自発的に広げていただく「コミュニティ体操推進運動」を提唱します。

体操で、自らの健康づくりと明るいコミュニティづくりを進めていきましょう。

【もったいない実践運動】

平成17年6月から、身近な暮らしから地球環境問題を考える「もったいない運動」の一環として「マイアジェンダ登録“もったいない”バージョン」を掲げ、「マイアジェンダ登録」を進め、多くの県民や企業の協力をいただけてきました。

次のステップとして、マイアジェンダ登録数を平成22年度末に10万人に倍増することなどを目標に、家庭や職場、地域でできる地球環境にやさしい行動を実践する「もったいない実践運動」を展開していきましょう。

第5部 知事の行動宣言

「現地現場主義」に徹し、「対話から政策」をモットーに、現場での皆様との対話を必ず政策づくりに生かしていきます。

【ウイークリー知事現場訪問】【行動目標】200カ所 / 4年間

知事自身がさまざまな課題を把握するために、県内の現場を直接訪問し、現場を自らの目で確かめ、対話を通して県民の皆様から生の声をうかがい、情報収集と意見交換を行います。

【マンスリー知事学校訪問】【行動目標】50カ所 / 4年間

知事自身が学校の課題を把握するため、県内の小中高校・大学等あらゆる学校の現場を訪問し、現場の実情をしっかりと把握し、児童・生徒・学生や教員、保護者などの皆様から情報収集と意見交換を行います。

【県民との対話ミーティング】【行動目標】40回 / 4年間

「知事と語ろう！ふれあいミーティング」やさまざまな団体などとの対話の場に、知事自身が参加し、県政の課題について説明するとともに、県民の皆様からのご意見をいただき、意見交換を行います。

現場訪問などの内容はレポートにまとめ、ホームページや出版物で皆様に報告していきます。

訪問先については、公募もしていきます。ぜひとも皆さんご応募ください。